

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令(仮称)案に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を改正し、「電子証明書」が「署名用電子証明書」に改正されています。現在、市内7か所の自動交付機で住民票の発行が、平日は午後8時まで、土日は午後5時まで受けられるのですが、勤務地などでは受けることができません。電子申請も、申請しかできず、市役所に行くか、郵送で送ってもらう必要があります。結局、本人確認のための身分証明書を持って市役所に行くことになり、その場で直ちに受け取ることができません。</p> <p>個人番号カードが発行されると、本人確認のための「利用者証明用電子証明書」の機能が加わり、「公的個人認証方式」によって、勤務地のコンビニで申請し、その場で住民票が発行されるとのことでした。しかし、「電子証明書」が「署名用電子証明書」に改正されるだけでは、結局、これまでどおり申請しかできないことになり、市役所に行くことになるのでしょうか？</p> <p>今回のこの施行規則に「利用者証明用電子証明書」を加え、コンビニでの申請時に、本人確認もできるようにしてください。</p>	<p>番号制度開始後は、自動交付機等による住民票の写しの交付について、新たに公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書を利用して交付する方式が選択肢として加わりますが、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」とに直接的な関係はありません。</p> <p>なお、自動交付機等による住民票の写しの交付については、上記の方式を採用するか否かを含め、住所地市町村毎に対応が異なります。</p>	なし
2	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する案について、次のとおり意見を提出します。</p> <p>改正案第五条第二項等に規定する「委任状」等の提出書類が、外国語により作成されている場合には、翻訳者を明らかにした訳文の添付を求めることができるよう条文の修正が必要と思われます。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	ご意見を踏まえ、条文を修正しました。	あり
3	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する案中以下の通り意見を提出します。</p> <p>別表中「検定合格証」を「警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第四項に規定する合格証明書」と修正する。</p> <p>(理由)「検定合格証」どのような証明書を指すのか明確でない者です。「旅券法施行規則」「戸籍法施行規則」では、警備業法に規定する「合格証明書」と規定されているため。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	他の本人確認書類と規定を揃え、根拠法令は引用していません。	なし

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
4	<p>番号制度の開始に伴い、自治体によっては、個人番号カードを利用して住民票の写し等のコンビニ交付を受けることができるようになりますと伺っています。</p> <p>インターネット上の資料を見たところ、個人番号カードによるコンビニ交付は、個人番号カードに標準で搭載される利用者証明用電子証明書を利用して行うものと認識しております。</p> <p>この点、今回の新旧対照条文案を拝見した限り、利用者証明用電子証明書を利用してオンラインで住民票の写し等の交付を求める手続きを定める内容の改正は行われていないように見受けられます。</p> <p>利用者証明用電子証明書を用了たコンビニ交付について、明確な根拠規定は設けないのでしょうか。</p>	<p>住民票の写しのコンビニ交付について、住所地市町村が公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書を利用して交付する方式を採用するためには、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第36条第1項の届出を行い利用者証明検証者となれば足りるため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則上、特段の規定は設けません。</p>	なし
5	<p>【意見①】 署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届け事項</p> <p>○ 該当箇所 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則(案)第29条及び第30条</p> <p>○ 意見 署名検証者の範囲が拡大したことから、証明書失効情報の提供を求めるための届出について規定しています(第29条, 第30条)。 この申請項目に関して法人の場合、法人番号が新設されているため、法人番号についても届出事項とすべきです。これは署名検証者を適切に管理するためにも必要なことと考えます。</p>	<p>法人番号を用了た手続は想定しておりません。</p>	なし
6	<p>【意見②】 利用者証明用証明書失効情報等の提供を求める旨の届け事項</p> <p>○ 該当箇所 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則(案)第59条</p> <p>○ 意見 署名検証者の範囲が拡大したことから、証明書失効情報の提供を求めるための届出について規定しています(第59条)。 この申請項目に関して法人の場合、法人番号が新設されているため、法人番号についても届出事項とすべきです。これは署名検証者を適切に管理するためにも必要なことと考えます。</p>	<p>法人番号を用了た手続は想定しておりません。</p>	なし